

関西宣教区 マケドニヤ基金運用規定

第1条（目的）

関西宣教区は宣教区内の教会相互の交わりを深め、キリストにある交わりの恵みを共有するために、自立支援と宣教協力の推進を目的としてマケドニヤ基金（以下「本基金」という）を設ける。

第2条（委員会の構成と委員の任期）

本基金の管理および運用のため宣教区開拓・自立支援委員会を組織する。

2. 開拓・自立支援委員会は任期2年、支援受給教会以外の者とする。ただし再任は妨げない。

第3条（管理、運用）

本基金の運用のために、関西宣教区会計内に「マケドニヤ基金会計」を設け、その管理及び運用は宣教区開拓・自立支援委員会が宣教区会議の付託のもとにこれを行う。

第4条（原資）

本基金の原資は、宣教区内の諸教会が自由に捧げる指定献金をもってこれに充てる。

第5条（支援対象）

本基金の支援対象教会は関西宣教区に所属し、交わりのある教会とする。

第6条（支援額及び期間）

その年度予算を申請教会数に応じて支給する。ただし一教会への支給上限を月額5万円とする。

2. 支給期間は4月より次年度3月までとする。支給継続期間は一年ごとに承認を受け、最長5年を原則とし、事情により延長を考慮する。

第7条（申請手続き）

本基金からの支援費の受給を希望する教会は毎年11月30日までに、本基金支援費申請書を開拓・自立支援委員長に提出することとする。

第8条（審査）

本基金申請書の審査は開拓・自立支援委員会が行い、内定結果を12月31日までに申請教会に通知する。

翌1月の宣教区会議において最終承認となる。

第9条（支給）

宣教区会計は、開拓・自立支援委員会の決定に基づき、本基金会計より支給額を支出する。

第10条（報告）

支援金受給教会は開拓・自立支援委員会に11月30日までに本基金受給報告書を提出することとする。

2. 本基金開拓・自立支援委員会は1月の宣教区会議において本基金会計の決算報告をし、承認を得るものとする。

（付 則）

本規定は2016年4月10日の宣教区会議の決定をもって施行する。なお、本規定の改定にあたっては宣教区会議の承認を得なければならない。